

リサイクルできる紙を捨てていませんか

日常生活の中で多く排出される紙ごみ。ごみとしてしまうか、資源として生かすかは、私たち自身が分別するかどうかで変わります。

いわゆる古紙として回収されるものには、新聞紙、雑誌、ダンボール、飲料用の紙パックがありますが、このほかに^{ぎつがみ}雑紙といわれるものがあります。例えば、包装紙、紙袋、封筒、はがき、カレンダー、紙製ファイル、ノート、菓子の空き箱、トイレットペーパーの芯などです。

この中に燃やすごみとして捨てていたものはありますか。

お菓子や日用品の箱などには、マークなど、資源化の目印となるものもあります。もし、捨てているものがあれば、気付いたときから少しずつ分別にご協力ください。

ただし、防水加工など特殊な加工や匂いのついた紙などは、リサイクルできない「^{きんきひん}禁忌品」と呼ばれています。禁忌品はリサイクルの妨げとなるので、資源としてではなく、燃やすごみとして出してください。

雑紙の出し方について、市の行う行政回収では、雑誌の束やダンボールに挟んでいただき、集積所に出していただくことで回収を行っています。集団回収でも、同様に回収をしていただくことができますが、回収する事業者によって、収集方法が異なる場合があるので、事前に各事業者へご確認ください。

また、スーパーマーケットやドラッグストアなど店舗での回収で、雑紙の回収を行っているところもあります。詳しくは各店舗の案内をご確認ください。

資源として活用できるものは、できる限り生かし、ごみの減量につなげていきましょう。

